

令和6年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

地方公共団体コード	¹ 4	0	1	0	0	⁶ 5
表番号・行番号	⁷ 0	0	0	0	0	¹¹ 0
市 町 村 判 別 コ ー ド	特定市・・・1					¹²
	特定市以外の市町村・2					
団 体 区 分 コ ー ド	¹³					¹⁶ 1

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード						表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	6	9	8

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分 個 人・ 法人の別		(1)		(2)		(3)	
		行 番 号		総 数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個 人	9 0 1 0	12 9, 599	21 7, 623	30 1, 976			
法 人	0 2 0	22, 585	12, 346	10, 239			
合 計	0 3 0	32, 184	19, 969	12, 215			

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 0

第70表 償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

種 類		行 番 号	(1)		(2)		(3)		(4)	
			決 定 価 格		課 税 標 準 額		課 税 標 準 額 の 内 訳		課 税 標 準 額 の 内 訳	
			(千円)		(千円)		課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)		(イ)以外のもの(ロ)	
							(千円)		(千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12	242,067,045	25	240,350,620	38	2,054,180	51	238,296,440 ⁶³
	機 械 及 び 装 置	0 2 0		601,539,315		588,580,923		7,301,632		581,279,291
	船 舶	0 3 0		36,601,713		31,613,785		4,987,928		26,625,857
	航 空 機	0 4 0		203,008		203,008		0		203,008
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0		10,363,215		10,348,434		357		10,348,077
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0		133,849,155		133,739,536		36,890		133,702,646
	小 計 (ハ)	0 7 0		1,024,623,451		1,004,836,306		14,380,987		990,455,319
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0		233,844,338		196,896,012				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0		28,040,990		21,842,275				
	小 計 (ニ)	1 0 0		261,885,328		218,738,287				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0		0		0				
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0		1,286,508,779		1,223,574,593				
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0				1,223,574,593				
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				0				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類		行 番 号	(1)		(2)		(3)		(4)	
			決 定 価 格		課 税 標 準 額		課 税 標 準 額 の 内 訳		課 税 標 準 額 の 内 訳	
			(千円)		(千円)		課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)		(イ)以外のもの(ロ)	
							(千円)		(千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12	5,561,906	25	5,561,906	38	0	51	5,561,906
	機 械 及 び 装 置	0 2 0		2,664,363		2,656,558		3,903		2,652,655
	船 舶	0 3 0		335,467		171,766		163,701		8,065
	航 空 機	0 4 0		0		0		0		0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0		3,318		3,318		0		3,318
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0		2,786,235		2,770,282		0		2,770,282
	小 計 (ハ)	0 7 0		11,351,289		11,163,830		167,604		10,996,226
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0		0		0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0		0		0				
	小 計 (ニ)	1 0 0		0		0				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0		0		0				
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0		11,351,289		11,163,830				
同内	市 町 村 分 の 額	1 3 0				11,163,830				
上 記	道 府 県 分 の 額	1 4 0				0				

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 7 2

第72表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類		行 番 号		(1) 決 定 価 格 (千円)		(2) 課 税 標 準 額 (千円)		(3) 課 税 標 準 額 課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)		(4) 額 の 内 訳 (イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9	0 1 0	12	236,505,139	25	234,788,714	38	2,054,180	51	232,734,534
	機 械 及 び 装 置		0 2 0		598,874,952		585,924,365		7,297,729		578,626,636
	船 舶		0 3 0		36,266,246		31,442,019		4,824,227		26,617,792
	航 空 機		0 4 0		203,008		203,008		0		203,008
	車 両 及 び 運 搬 具		0 5 0		10,359,897		10,345,116		357		10,344,759
	工 具 , 器 具 及 び 備 品		0 6 0		131,062,920		130,969,254		36,890		130,932,364
	小 計 (ハ)		0 7 0		1,013,272,162		993,672,476		14,213,383		979,459,093
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの		0 8 0		233,844,338		196,896,012				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの		0 9 0		28,040,990		21,842,275				
	小 計 (ニ)		1 0 0		261,885,328		218,738,287				
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			1 1 0		0		0				
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)			1 2 0		1,275,157,490		1,212,410,763				
同内	市 町 村 分 の 額		1 3 0				1,212,410,763				
上訳	道 府 県 分 の 額		1 4 0				0				

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分			行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
					(A) (千円)		(B) (C)		(A) × (B) (C) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)	9	0 1 0	12		25	1	3	29			
		0 2 0			2	3						
		(新線立体交差化施設)	0 3 0			1	6					
			0 4 0			1	3					
	第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0		78,031	1	3		26,010				
		0 6 0		7,028,797	2	3		4,685,864				
	第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0			1	2						
	第 4 項 (外航船舶)	0 8 0			1	6						
		(準外航船舶)	0 9 0			1	4					
	第 5 項 (内航船舶)	1 0 0		9,975,855	1	2		4,987,928				
	第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0			1	6						
	第 7 項 (国際路線用航空機)	1 2 0			1	5						
		1 3 0			1	10						
		1 4 0			2	15						
	第 8 項 (離島路線用航空機)	1 5 0			1	3						
		1 6 0			2	3						
		(小型離島航空機)	1 7 0			1	4					
	第 9 項 (日本放送協会)	1 8 0		1,246,516	1	2		623,258				
	第 10 項 (日本原子力開発機構)	1 9 0			1	3						
		2 0 0			2	3						
	第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0			1	6						
		2 2 0			1	3						

地方公共団体コード						表番号		
1	4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分			(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 率 (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9	2 3 0	12	25	27	6	29	
		②(青函・本四 新線構築物)	2	4 0			1	18		
			2	5 0			1	9		
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	6 0			1	36		
			2	7 0			1	18		
	第 14 項	④(青函・本四 変・送電用資産)	2	8 0			1	10		
		(河川事業鉄軌道用資産)	2	9 0			2	3		
			3	0 0			5	6		
			3	1 0			1	6		
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3	3 0			1	3		
			3	4 0			2	3		
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3	5 0			1	3		
			3	6 0			2	3		
	第 17 項	(水資源機構)	3	7 0			1	2		
			3	8 0			3	4		
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3	9 0			1	4		
		②(新線構築物)	4	0 0			1	12		
			4	1 0			1	6		
		③(新線立体交差化施設)	4	2 0			1	24		
			4	3 0			1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	4	4 0			1	6		
			4	5 0			5	24		
			4	6 0			1	24		
			4	7 0			1	12		
		⑤(変・送電用資産)	4	8 0			3	20		

地方公共団体コード						表番号		
1	4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	9 4 9 0	12 795, 723		25 1		27 3		29 265, 241	
		5 0 0			2		3			
	第 20 項（科学技術振興機構）	5 1 0	5, 844		1		2		2, 922	
	第 22 項（新関西国際空港㈱）	5 2 0			1		2			
	第 23 項（信用協同組合等）	5 3 0	432		3		5		259	
	第 24 項（変・送電用資産（鉄道事業用））	5 4 0			3		5			
	第 25 項（中部国際空港㈱）	5 5 0			1		2			
	第 26 項（外国貿易用コンテナ）	5 6 0			4		5			
	第 27 項（家庭的保育事業） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	5 7 0			1		2			
	第 28 項（居宅訪問型保育事業） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	5 8 0			1		2			
	第 29 項（事業所内保育事業） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	5 9 0			1		2			
	第 30 項（認定生活困窮者就労訓練事業）	6 0 0			1		2			
	第 31 項（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）	6 1 0			1		3			
	（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）	6 2 0			2		3			
	第 32 項（量子科学技術研究開発機構）	6 3 0			1		2			
		6 4 0			1		3			
		6 5 0			2		3			
	第 33 項（世界遺産）	6 6 0	62, 235		1		3		20, 745	
法第349条の3の4（被災代替償却資産）		6 7 0			1		2			
合 計		6 8 0	19, 193, 433		-		-		10, 612, 227	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率（2）（3）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	4	0	1	0	0	5	7
							8
							4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分			(1)			(2)		(3)		(4)	
			決 定 価 格			課 税 標 準		課 税 標 準 額		課 税 標 準 額	
			行 番 号			の 特 例 率		(A) × (B)		(C) (千円)	
			(A) (千円)			(B)		(C)		(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	9	0	1	0	12	25	27	29	
			0	1	0			1	3		
		(変電所・電気事業用)	0	2	0			2	3		
			0	3	0			3	5		
	旧 第 2 項	(ガス事業用資産)	0	4	0			3	4		
			0	5	0			2	3		
		(立体交差化施設)	0	6	0			5	6		
			0	7	0			-	-		
	旧 第 13 項	(熱供給事業用資産)	0	8	0			1	3		
			0	9	0		43,395	2	3		28,930
		(地下道又は跨線道路橋)	1	0	0			1	2		
			1	1	0			1	3		
	旧 第 21 項	(生物系特定産業技術研究推進機構)	1	2	0			1	6		
			1	3	0			1	3		
		(特定鉄道路線構築物)	1	4	0			1	2		
			1	5	0			1	2		
	旧 第 25 項	(日本電気計器検定所)	1	6	0			1	3		
			1	7	0			1	6		
		(日本消防検定協会)	1	8	0			1	2		
			1	9	0			1	3		
	旧 第 26 項	(小型船舶検査機構)	2	0	0			1	6		
			2	1	0			1	2		
		(軽自動車検査協会)	2	2	0			1	3		
			2	3	0			1	6		
	旧 第 28 項	(社会保険診療報酬支払基金)	2	4	0		134	1	2		67
			2	5	0		2,087	1	3		696
			2	6	0			1	6		
			2	7	0			1	3		
	旧 第 31 項		2	8	0			1	6		

地方公共団体コード						表番号	
1	4	0	1	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号			(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
					(A) (千円)		(B)		(C)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項（高压ガス保安協会）	9	2	9	0	12	25	1	27	2	29	
			3	0	0			1		3		
			3	1	0			1		6		
	旧 第 32 項（自動車安全運転センター）		3	2	0			1		3		
			3	3	0			1		6		
	旧 第 33 項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）		3	4	0			1		2		
	旧 第 34 項（有線放送電話業務用資産）		3	5	0			2		3		
			3	6	0			1		2		
			3	7	0			1		6		
	合 計		3	8	0	45,616	-	-	-	-	29,693	

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)	(C)	(B)	(C)	(A)	(D)
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項（倉庫等）	9	12	25	27	29				
		0 1 0			1	2				
	第 2 項（公共の危害防止施設等）	0 2 0			3	4				
		0 3 0	1,642,729		1	2			821,364	
		0 4 0			2	3				
		0 5 0	2,752,740		1	3			917,580	
		0 6 0			3	4				
		0 7 0	2,170,664		1	6			361,777	
		0 8 0	730,281		1	2			346,681	
		0 9 0	14,816		3	4			11,112	
		1 0 0			1	2				
		1 1 0			1	2				
	第 3 項（国内路線用航空機）	1 2 0			2	5				
		1 3 0			1	4				
		1 4 0			3	8				
		1 5 0			2	3				
	第 4 項（沖縄電力㈱）	1 6 0			2	3				
	第 5 項（大規模地震防災応急対策用資産）	1 7 0			2	3				
	第 6 項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）	1 8 0			2	3				
	第 7 項（低公害車燃料等供給施設）	1 9 0			1	2				
		2 0 0			3	4				
		2 1 0			5	6				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係につき)

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (C)	(D) (千円)
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	9	12	25	27	29				
	(うち特定船舶適用分)	2 2 0		1	18					
	第 9 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 3 0		1	36					
	②(新線構築物)	2 4 0		1	2					
	③(立体交差化施設)	2 5 0		1	6					
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 6 0		1	3					
	⑤(変・送電用資産)	2 7 0		1	12					
		2 8 0		1	6					
		2 9 0		1	3					
		3 0 0		5	12					
		3 1 0		1	12					
		3 2 0		1	6					
		3 3 0		3	10					
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0	36,869	1	3	12,290				
	第 11 項 (低床車両)	3 5 0		1	3					
	第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3					
		3 7 0		3	5					
	第 13 項 (PFI公共施設)	3 8 0		1	2					
	第 14 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		3	5					
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		1	2					
	第 15 項 (都市鉄道施設)	4 1 0		2	3					
	第 16 項 (外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0		1	2					
		4 3 0		3	5					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係につき）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分			行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)		
					課 税 標 準 額 の 特 例	率 (B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	率 (B) (C)	率 (B) (C)	率 (B) (C)			
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9	12	25	27	29							
		4	4	0	1	4							
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4	5	0	1	2							
		4	6	0	2	3							
		4	7	0	3	4							
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	8	0	1	2							
		4	9	0	2	3							
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	0	0	1	2							
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	1	0	2	3							
		(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	2	0	1	2						
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5	3	0	2	3							
	第 25 項	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	4	0	2	3						
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	5	0	3	4						
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6	0	3	4						
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0	2	3						
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0	1	2						
		(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0	2	3						
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0	0	2	3						
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0	1	2						
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2	0	1	2						
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0	2	3						
		(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	4	0	—	—						
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6	5	0	2	3							
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	6	0	2	3							
	第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0	2	3							

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係につき）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)	(C)	(B)	(C)	(A)	(D)
法 附 則 第 十 五 条	第 29 項（特別特定技術基準施設の耐震化）	9	12	25	27	29				
		6 8 0			1	2				
		6 9 0			5	6				
		7 0 0			2	3				
	第 30 項（無電柱化）	7 1 0	25,077	1	2	12,538				
		7 2 0		2	3					
		7 3 0		3	4					
	第 33 項（帰還環境整備推進法人）	7 4 0		1	3					
	第 34 項（地域福利増進事業）	7 5 0		2	3					
		7 6 0		3	4					
	第 35 項（農業協同組合等共同利用機械）	7 7 0		1	2					
	第 36 項（認定就農者）	7 8 0		2	3					
	（滞在快適性等向上施設）									
	第 38 項（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	7 9 0		-	-					
	第 39 項（ローカル5G）	8 0 0		1	2					
	第 40 項（シェアサイクルポート）	8 1 0		3	4					
	（雨水貯留浸透施設）									
	第 41 項（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	8 2 0		1	3					
	第 43 項（カーボンニュートラルポート）	8 3 0		2	3					
	第 44 項（先端設備等）	8 4 0	262,582	1	2	131,291				
	（賃上げ目標設定事業者）									
	第 45 項（道路運送高度化事業）	8 6 0	2,336,420	1	3	778,807				
	合 計		8 7 0	9,972,178	-	-	3,393,440			

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分			行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)	(3)	(4)		
					課 税 標 準 の 特 例 率	(B)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
						(C)			
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 1 項 (倉庫等)	9	12	25	27	29			
		0	1	0	2	3			
		0	2	0	3	5			
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	0	3	0	11,540	1	3	3,847	
		0	4	0	189,160	2	3	126,107	
		0	5	0		3	4		
		0	6	0	2	1	2	1	
		0	7	0		3	5		
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	0	8	0		1	2		
		0	9	0	290	1	3	97	
		1	0	0	6,769	1	2	3,384	
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	1	1	0	3,174	2	3	2,116	
		1	2	0	183,956	2	3	122,637	
		1	3	0		5	6		
	旧 第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1	4	0		3	5		
		1	5	0		2	3		
		1	6	0		1	2		
	旧 第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1	7	0	-	-	
		1	8	0		3	5		
		1	9	0		1	2		
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	2	0	0		2	3		
		2	1	0		3	5		
		2	2	0		4	5		
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	2	3	0		3	4		
		2	4	0		1	6		
		2	5	0		-	-		
	旧 第 17 項	①(立体交差化施設)	2	6	0		-	-	
		②(旧交納付金法附則第19項)	2	7	0		1	2	
		③(旧交納付金法附則第20項)	2	8	0		2	3	
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	9	0		1	2		
		2	0	0		2	3		
		2	1	0		1	2		
3		0	0		1	2			
3		1	0		1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)		(B)	(C)	(B)	(C)	(A)	(D)
法 附 則 第 十 五 条	旧 第 29 項（旧交納付金法附則第17項）	9 3 2 0	12		25 -	27 -	29			
	旧 第 31 項（熱電併給型動力発生装置）	3 3 0			5	6				
		3 4 0			11	12				
	旧 第 32 項（特定事業所内保育施設） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	3 5 0		157, 299	1	2				78, 649
	旧 第 36 項（公共荷さばき施設）	3 6 0			1	2				
	旧 第 36 項（対象特定電気通信設備）	3 7 0			3	4				
	旧 第 37 項（一般廃棄物処理施設）	3 8 0		17, 577	1	2				8, 789
		3 9 0			1	4				
	旧 第 37 項（立地誘導促進施設）	4 0 0			2	3				
	旧 第 40 項（認定誘導事業により取得した公共施設等） （地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	4 1 0			-	-				
条	旧 第 41 項（先端設備等）	4 2 0		847, 177	0	0				0
	合 計	4 3 0		1, 416, 944	-	-				345, 627

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
1	4	0	1	0	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(A) (千円)		(B)		(C)		(A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12		25	1	27	3
	第 二 項	①(J R 北海道・四国に係る特例)		0 2 0				1		2
		②(新線構築物)		0 3 0				1		6
				0 4 0				1		3
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0				1		12
				0 6 0				1		6
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0				1		12
				0 8 0				1		6
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0				1		12
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0				1		36
				1 1 0				1		18
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0				1		72
				1 3 0				1		36
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1 4 0				1		20
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0				1		3
				1 6 0				5		12
				1 7 0				1		12
				1 8 0				1		6
		⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0				1		6
		⑪(変・送電用資産)		2 0 0				3		10
		⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0				1		3
				2 2 0				3		10
		⑬(鉄道耐震補強設備)		2 3 0				1		3

地方公共団体コード						表番号	
1	4	0	1	0	0	5	7
7	7	7					8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分			行 番 号		(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
					(A) (千円)		(B) (C)					
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9	2	4	0	12	25	27	29		
	旧道承交・継納特例とJR北海道の連乗	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	5	0			3	5			
		③(J R 北海道・四国に係る特例)	2	6	0			3	10			
		④(J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	7	0			-	-			
		法附則第16条の2		旧第11項（平成28年熊本地震 被災代替償却資産）	2	8	0			1	2	
法附則第16条の2		旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）	2	9	0			1	3			
法附則第16条の3		第11項（平成30年7月豪雨 被災代替償却資産）	3	0	0			1	2			
合 計			3	1	0	0		-	-	0		

地方公共団体コード						表番号	
1	4	0	1	0	0	5	7
							8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2等）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分		行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
				(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29			
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1	2				
	法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3			
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0		1	4			
		②(新線構築物)	0 5 0		1	6			
		③(新線立体交差化施設)	0 6 0		1	12			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 7 0		5	24			
			0 8 0		1	12			
令和3年地方税法等改正 法附則第12条第9項 (旧法附則第64条)		(新型コロナ先端設備等) ～R3. 3. 31取得分（構築物のみ）	0 9 0		0	0			
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)		(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1～R5. 3. 31取得分	1 0 0	3, 539, 961	0	0			0
合 計		1 1 0	3, 539, 961	-	-	-			0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

			(1)	(2)
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 19,969
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 326
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 254
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 248
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 212
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 250
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 989
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 876
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 4,534
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 1,727
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 674
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 1,228
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12 897
計			9 1 4 0	12 32,184
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	12 215
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	12 5
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0	12

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

区 分			(1) 行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	(2) 課 税 標 準 額 （ 千 円 ）
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	7,623	2,587,132
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	87	134,733
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	71	116,611
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	67	117,193
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	59	108,978
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	68	132,495
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	275	616,719
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	230	630,169
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	882	4,682,260
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	165	2,227,384
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	39	964,922
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	33	1,432,366
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	0	0
計			9 1 4 0	9,599	13,750,962
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0		
		知 事 配 分 分	9 1 6 0		
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都 道 府 県 名	福岡県
市 町 村 名	北九州市

			(1)	(2)	
区 分			行 番 号	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）	課 税 標 準 額 （ 千 円 ）
150 万 円 未 満 の も の			9010	1212,346	21334,863,429
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9020	12239	2133370,693
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9030	12183	2133302,121
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9040	12181	2133316,668
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9050	12153	2133283,236
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9060	12182	2133354,645
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9070	12714	21331,610,571
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9080	12646	21331,769,523
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9090	123,652	213320,631,223
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9100	121,562	213322,070,617
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9110	12635	213315,555,676
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9120	121,195	213364,753,865
1 億 円 以 上 の も の			9130	12897	21331,084,391,925
計			9140	1222,585	21331,217,274,192
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9150	12215	2133196,918,374
		知事配分分	9160	125	213321,842,275
	法 第 743 条 関 係		9170	12	2133